

8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6

内外財政金融調査協議会報告

第五十号

理 財 局  
二二四二八

今次税制改革の問題点

一、序 説

(一) こんどの税制改革は、中央地方を通ずる根本的改革である点において、昭和十五年の税制改革に比すべきものである。

(二) 昭和十五年度の税制改革は、租税収入に弾力性を持たせることが最も大きな狙いであり、充分の準備期間を経て実施されたものであるに反して、こんどの税制改革はその準備期間を短く、その目的とするところも異つてゐる。

(三) すなわちこんどの税制改革の狙いは

(1) 財政收支均衡のための租税収入の増加

(2) 財政負担の均衡化

(3) 税制の民主化と税法の簡易化

であつて、新憲法の精神に基づき民主主義化の要諦と、インフレを激化によつて裏切された租税収入の相対的減少と負担の不公平を排除し、積極的にインフレ抑制的作用を企図したものである。

二、景気変動と租税収入

(一) インフレの進行期においては名目所得額は加速度的に増加するから、前年度の実績によ



つて課税する実績課税の方法をとつては、所得の増加に比例して租税収入の増加を期待できぬ。また源泉と賦課の課税方法の相違による不公平と著しくなる。

(二) 今回の税制改革によつて全面的に豫算課税主義が採用せられることとなつたから、これによつて以上のやうな鉄隔と不公平とは或る程度まで除去せられるであらう。

(三) しかし従来配賦税であつた營業税が地方に移譲されたため、八十億円の營業税と芝の附加税は豫算課税とはならない。この点所得税の豫算課税主義と合致しない。

三 申告納税制度成功の條件

(一) 三くと所得税について申告納税制という米國の進歩した税制を採用した。經濟機構においてまた國民道徳において、共に著しく進歩している現在、わが國においては、むしろ森林は税制に選べるべきであるから、反対に進歩した税制を採用した。わが國の現状においては、この制度とこれを成功せしめる素地との間に著しい懸隔が存している。

(二) 米國において申告納税制度が成功しているのは、次のやうな程々の前提條件が備わつていからである。

(1) 國富が著しく大きいから、申告納税が必ずしも嚴重に実施されることなく、租税収入は充分大きい。巨大な國方を前提としている米國においては必ずしも嚴格な徴税を必要としない。

(2) 納税義務の意識は高く、しかも税率は低い。心に悪魔の陥る現在、日本人に、神を前提とする制度をとつて果して成功を収めうるか否かは極めて疑問であらう。況んや高い税率の適用においては一層この危懼は大きい。

内

何れにせよこの申告納税制度の成功を早急に期待することは困難である。最初のうちには更正決定による追徴分も多いためであらうが、十年後には申告通りで徴收して間違いないやうにする社の心構えで行くべきであらう。

(夕 見 三 郎 委 員)

